

令和7年10月24日
総合政策局 共生社会政策課

ベビーカー利用に関するキャンペーンを実施します ーベビーカー使用者の方々へのご理解とご協力をー

「子育てにやさしい移動に関する協議会」では、11月1日から1ヶ月間、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、こども家庭庁及び総務省とも取組を共有するなど連携して、キャンペーンを実施します。

国土交通省では、平成26年3月に「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び統一的な「ベビーカーマーク」などについてとりまとめ公表を行いました。

以降、毎年5月にベビーカー使用者及び周囲の方のお互いの理解を深めるため、継続的な普及・啓発活動として、公共交通機関等の関係事業者等と連携して、キャンペーンを実施しており、令和6年度からは、こども家庭庁が実施する「秋のこどもまんなか月間」と連携し、11月1日から1ヶ月間についても実施します。

また、キャンペーンを通じて、ベビーカーマークの認知度(※)の向上にも努めてまいります。

(※)ベビーカーマーク認知度に関する調査(令和7年7月)においては、41.4%。

記

1. 期 間

令和7年11月1日(土)～11月30日(日)の1ヶ月間

2. 内 容

本年度(11月実施分)の取組は別添のとおり

3. 主催者

子育てにやさしい移動に関する協議会(別紙5 構成員名簿。オブザーバー:こども家庭庁、総務省)

4. 実施者

鉄道:86事業者・団体、バス:246事業者・団体をはじめ、旅客船、旅客船ターミナル、空港ターミナル、商業施設等において実施予定

<問い合わせ先>

総合政策局 共生社会政策課 小川、竹井
TEL:03-5253-8111(内線25-503)
03-5253-8306(直通)

ベビーカーマークは、
ベビーカーを安心・
安全に使用するため
のマークです。

ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表しています。



ベビーカー 使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカレーター等)を表しています。



ホームページでも情報を発信しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000092.html